

第2回 第2次新城市地域情報化計画策定委員会 会議録

- 1 日時 平成24年9月28日(金) 午後2時30分～午後5時30分
- 2 場所 新城市役所 本庁舎2階 政策会議室
- 3 出席者 委員 大谷 至弘 塩瀬 秀一 柴田 憲宣
高橋 達哉 牧野 暢二 松下 直樹
森本 稔史 安田 孝美 村田 治(市)
原田 哲夫(市) 佐宗 常治(市)
(50音順(市役所委員を除く)・敬称略)
- アドバイザー 西日本電信電話株式会社 名古屋支店
株式会社ヒミカ
- 事務局 榊原課長 柿原副課長 貝崎係長
- 4 欠席者 委員 坂部 晃司
- 5 傍聴人 0人
- 6 会議事項、議題及び会議結果
議 題
- (1) 第2次新城市地域情報化計画(案)について
- 第1章 地域情報化計画策定にあたって
- ・事務局より説明し、質疑応答の後、原案どおり承認された。
- 第2章 地域情報化の現状と課題
- ・事務局より説明し、質疑応答の後、原案どおり承認された。
- 第3章 地域情報化の基本方針
- ・事務局より地域情報化の基本方針について説明。
- (2) その他
- (ア) 提案書について
- ・委員より提案書について説明。
- (イ) プレゼンテーション
- ・ヒミカより「地域活性化のためのポータルサイト・アプリ」について説明。

7 配布資料

- ・第2次新城市地域情報化計画（案）
- ・提案書
- ・その他参考資料

8 会議の経過

事務局 定刻になりましたので、只今から第2回第2次新城市地域情報化計画策定委員会を開催いたします。開会に当たりまして、安田委員長からごあいさつをお願いします。

委員長 皆さん、こんにちは。今日は、お忙しい中お集まりいただきましてありがとうございます。前回に続きまして今回第2回目ということでございまして、もう既に委員の皆様方には資料が届いていると思いますが、本日、第2次新城市地域情報化計画の第1章、第2章につきまして、議論をしていただき、承認をしていただくというプロセスを踏みたいと思っています。加えて第3章につきましては、基本的な方針をご確認いただきまして、次回の第3章の対応の審議に進めていきたいと思っています。お分かりのように、かなりあちこちで地域の情報化が進められております。前回申し上げましたように、この委員会が重要なミッションを持っていると思いますので、委員の皆様方、活発なご意見をお出しいただきますように、引き続きどうぞよろしくお願いいたします。

事務局 ありがとうございます。
それでは、議事に入らせていただきます。
議事につきましては、設置要綱第2条第4項の規定に基づき、委員長に議事進行をお願いしていただくこととなりますので、安田委員長よろしくをお願いします。

委員長 それでは、まず議事に入る前に、この委員会の議事録の認定者の指名と2つの報告がございまして、まず、議事録の認定者という事で、名簿順で、塩瀬委員様、それから柴田委員様、議事録の認定者ということで、どうぞよろしくお願いいたします。
それから1点目の報告でございまして、本日この委員会にアドバイザーとしてNTT西日本様、それから（株）ヒミカ様に出席をお願いしてあります。それが、まず第1点目のご報告でございまして、第2点目につきまして、前回の委員会でも会議を公開とすることに決定しましたので、傍聴を希望される方の入室が原則許可されることとなります。

それでは、早速ですが議事に入らせていただきます。本日予定しております、議題につきましては、ご案内のように議題（１）、（２）がございます。（１）は第２次新城市地域情報化計画（案）についての第１章から第３章まで。（２）でその他でございます。

まず、「第１章 地域情報化計画策定にあたって」につきましては、前回の議題（１）の「第２次新城市地域情報化計画の策定について」と同じ内容ですので、振り返りということでございますが、簡単に事務局から説明をお願いいたします。

事務局

説明する前にお知らせしたい件がございます。この策定委員会に際し、事前資料として計画（案）を送付させていただきました。本日配布させていただきました計画（案）は、後日、一部修正、加除してありますので、ご承知おきください。

まず、お手元にA3刷りの「地域情報化計画 構成の流れ（素案）」を配らさせていただきましたが、これにつきましては、第１回の策定委員会でご承認いただきました「第２次新城市地域情報化計画の構成概要」において、各章の関連・展開・整理・整合性を解り易くした資料として配布させていただきました。只今から説明します地域情報化計画（案）の骨子になりますので、これを眺めていただければ、関連付けで解り易く理解できると思いますので、ご利用をお願いいたします。

本日は、計画書の第１章、２章と第３章の半分が議題となります。まず「第１章 地域情報課計画策定にあたって」を、簡単に説明させていただきます。

１．１．計画策定の目的としては、振り返りになりますが、近年、情報通信分野では、パソコン、携帯電話、スマートフォン、タブレット端末、インターネット、クラウド等のICT（情報通信技術）の急速な進展や、東日本大震災による安全・安心な市民生活の確保の必要性の高まりなど、社会経済環境の変化に対応して、更なる地域情報化推進が求められています。こうした現状を踏まえ、平成18年12月に策定された「新城市地域情報化計画」における事業を検証し、市民サービスや情報の中心拠点としての新庁舎情報システム整備・活用を見据えて、ICT（情報通信技術）の進展に合わせた市民の利便性の向上と効率的な行政事務の遂行を一層推進していくために、今回「第２次新城市地域情報化計画」を策定し、市民に今後5年間における本市情報化がどのように進んで行くのかを示すこととなります。これが目的でございます。

次に、１．２．計画策定の位置づけにつきましては、「第２次新城市地域情報化計画」は、「新城市総合計画」を上位計画として、「第１次新城市総合計画」基本構想、また中期基本計画で目指す高度情報化の実現に向け、本市の地域情報化に関する取組内容等を示すための基本的な計画になります。つまり「新城市総合計画」が上位計画となって、それを推進する計画として地域情報化計画があるということになります。

次に、１．３．計画期間につきましては、前回の地域情報化計画と同様に5年

間として、平成25年度から平成29年度までの5年とします。ただし、ICTの急激な進展に伴い、社会経済環境の急激な変化などがあつた場合は、事業の進捗状況を踏まえて、必要に応じて見直していくことになります。

引き続きまして、1.4. 計画の構成と視点につきましては、「新城市総合計画」のビジョンであります「情報技術を活用した行政サービスの推進」の具体的な施策を実現するために、問題点、課題、目指すべき姿を明確にし、取り組み事項や実施方針を示すものとなります。以上で、私からの説明を終わります。

委員長 ありがとうございます。今、ご説明いただいたように、改めまして第1章でこの計画案につきましの位置づけ、目的等について振り返りましたが、おそらく、我々委員の皆様方はこの辺については、もうご理解いただいていると思いますが、特に今のご説明でご質問等ございましたら、どうぞご自由にご発言いただきたいと思いますと思いますが、よろしく申し上げます。

委員長 この件は、よろしいでしょうか。
ありがとうございます。それでは、お認めいただくということで、拍手で決を採りたいと思います。お認めいただける方、どうぞ拍手をよろしく願います。

【全委員 拍手】

委員長 全員一致ということで、承認させていただきました。ありがとうございます。それでは次に、ページ3から始まります「第2章地域情報化の現状と課題」につきまして、ご説明していただきたいと思います。目次をご覧くださいますと、第2章はかなりボリュームが沢山ございます。従いまして、中身を区切つてご説明をしていただこうと思っております。3つに区切らせていただきます。まずは、2.1節と2.2節、「情報通信技術及び情報化の社会動向」と「国・県の動向」につきまして、まずご説明をいただき、2つめの区切りとしましては、2.3節を1つの区切りとしてご説明いただきます。それから、3つ目の区切りとして、2.4節、2.5節というところで、3つに分けてご説明をしていただきたいと思います。それでは、第1番目の区切りということで、2.1節、2.2節につきまして、ご説明をよろしく願います。

事務局 3ページから始まります第2章地域情報化の現状と課題について、説明させていただきます。2.1. の情報通信技術及び情報化の社会動向につきましては、情報通信の進展は目まぐるしく、ブロードバンドやモバイル、ワイヤレス通信など情報通信技術をめぐる環境変化は多様化を増しています。新しい技術やサービスの進展として、クラウドコンピューティング、スマートフォン、ソーシャルメディアなどが代表として挙げられ、いつ

でもどこでもインターネットにつないだり、これはモバイル端末、つまりスマートフォンというものです。それとサービスを利用したりすることができる環境へと変化しています。サービスを利用するということは、クラウドということになります。所有からインターネット上の情報システムを利用する形に環境が変わってきたということが書いてあります。次に情報通信端末の世帯保有率につきましては、表に書いてあるとおり携帯電話、PHSの内数でありますスマートフォンが29.3%、前年比19.6増ということになりますので、急激に所有者が増えているということになります。

次の4ページのインターネット利用の人口普及率及び利用端末の種類ということになります。これにつきましては、2-2インターネットの利用者数及び普及率の推移の表を見ていただくと、インターネット利用者数は、間もなく80%を超える状態になります。今後、インターネットを使うのが当たり前の時代になっているのが分かると思います。次のインターネット利用端末の種類を見ていただくと、全体で79.1%の内、自宅のパソコンが62.6%、携帯電話でインターネットもありますが、今回、これを見ていただくとインターネットの接続は大変多様化しておりまして、大きく分けて、自宅のパソコンのように固定でインターネットをやるか、スマートフォンみたいなモバイル、移动通信端末の2種類となります。モバイルはいつでもどこでもできる無線を使ったインターネット接続になります。今、利用料が高いものですから、それが安くなったり、公衆無線LANのフリースポットができれば、有線でのインターネットを抜く可能性があって、今後は、特にスマートフォンとかタブレット端末でインターネットを利用するという形が増えてくるのではないかとということが示されております。

次の5ページ、インターネット利用で感じる不安や情報通信ネットワーク利用上の問題点ということで、一般的なウイルスが心配、また個人情報漏れるのではないかとということが心配されています。または、オークションやネット販売で、その中にカード番号を入れたりするのが心配だということが、この表を見ていただければ感じるということになります。特に個人情報も懸念されるということになります。次の個人情報保護対策ということで、この表を見ていただくと、一般的に何もやっていない人が26%位いらっしゃいまして、心がけている人につきましては、掲示板などのウェブ上に名前等を掲載しないだとか、簡単にダウンロードしないだとか、または懸賞サイトやクレジット番号の入力を控えるといったことに心がけているということになります。

次に6ページに移っていただいて、クラウドコンピューティングというのは、ここの図を見ていただくと雲の中で便利なことをやってくださるというイメージになります。つまり、ネットワーク上で提供されるサービスを共同で利用する形態になります。あくまでも所有からサービスを利用する。情報システムを利用するということになるかと思えます。下の方で、スマートフォン、タブレット端末と書いてありますが、これは、ご存じのとおり小さなパソコンみたい

なもので、便利なアプリが使えますので、通信料が安くなればもっと増えるのではないかという推移が書いてあります。また、これにつきましては、住民サービスの端末としても大変有効であって、今後自治体としてもスマートフォンをポータルとした使い方を考えていくということが、増々重要になってくると考えております。

次に7ページに移ると、ソーシャルメディアということが書いてあります。ソーシャルメディアにつきましては、最近よく言われますが一般的に「SNS」、「ソーシャル・ネットワーキング・サービス」ということで、ツイッター、ブログ、特にフェイスブックなどが代表です。これにつきましては、文字情報だけではなくて、個人が動画を作成して手軽にインターネット上に公開したり、情報の提供や情報伝達も多様化しているということになります。mixiやGREEも「SNS」に含まれて、急激に利用者が増えていることが記されております。次に移っていただいて、8ページにSNSということと、フェイスブック、ツイッターがどういうものかということが、簡単に説明させていただいております。SNSにつきましては、「ソーシャル・ネットワーキング・サービス」という略になりまして、日本だとmixiだとか、海外でもありますがフェイスブックということがございます。この中でも、フェイスブックなりmixiを使われている方もいらっしゃるかと考えております。真ん中辺りにフェイスブックが書いてありますが、最近、特に急激に利用者が増えて、また自治体でも公式なホームページを開設して、情報発信に大変有益なツールということと、今後、自治体でも利用が増えていくのではと考えております。

次に9ページに移りまして、国・県の動向についてです。2. 2. 1の国の動向から説明させていただきます。新政権発足後、平成22年5月、高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部（IT戦略本部）は、「新たな情報通信技術戦略」を策定しました。IT戦略本部につきましては、平成12年に「IT基本法」が作られまして、それに基づいて設置されたものです。本部長は総理大臣になっております。その時に、e-JAPAN戦略で森首相が超高速インターネットだとか電子政府だとか、電子取引を推進していきました。新たな情報通信技術戦略につきましては、別添配布させていただきました。続いて、6月には「新たな情報通信技術戦略工程表」を策定し、その実現に向けて動き出しました。この新しいICT戦略は、「国民本位の電子行政の実現」・「地域の絆の再生」・「新市場の創出と国際展開」を3つの重点政策の柱とし、その目標と具体的な取り組みを示しています。各施策について、1番目の「国民本位の電子行政の実現」につきましては、申請や証明書入手を必要に応じて週7日24時間、ワンストップで自宅から使えるようにしようということになります。電子行政によって、手続きを効率的に実現して、国民が行政の見える化や行政刷新をできるようにするという事です。つまり、手続きを電子化したり、後で出てきますマイカードを利用したり、またクラウドコンピューティングを利用して行政の刷新を実感できるようにしていこうということになります。それと、③につきましては、全てインターネットで容易に入手することを可能にし、国民がオ

オープンガバメントを実感できるようにしますということで、全て電子文書化して行政の保有する情報の2次利用を可能として、インターネットでいつでも引き出せるようにすることになります。

次に「地域の絆の再生」につきまして、1番につきましては、2020年までに高齢者など全ての国民が、情報通信技術を活用した在宅医療・介護や見守りを受けることを可能にしますということで、例えば、インターネットや光ファイバを利用して自宅に居ながらその通信経路を使って、医療や介護、見守りを受けることができるということになります。2番目につきましては、情報技術を利用して学校教育・生涯学習の環境を整備して全ての国民が情報技術を自在に活用できることを実現するということになります。3番目につきましては、全ての世帯でブロードバンドサービスを利用する「光の道」を完成することによって、暮らしに密着した医療・教育・行政等の飛躍的な向上や地域の活性化を実現しますということで、本市は光インターネットを整備しましたので、基本的には環境整備が整っているということになります。今後、新しい無線規格だとか高速無線LANというのが出てきますが、今後状況を見据えて考えていかなければならないと考えております。

(3)の「新市場の創出と国際展開」の1番につきましては、クラウドコンピューティング等の新しい情報技術の導入や関連する規制の撤廃等を含めて、新市場を創出するということです。2番目につきましては、スマートグリッドを一般化するために情報通信技術を用いて、ゼロエネルギーをしていきたいと思いますということになります。スマートグリッドにつきましては、直訳すれば「賢い電力系統」ということで、それを転じて「次世代の送電網」ということで、賢い送電網を作って、情報通信機能付きのマイコンメーターで双方向での情報を入れて、情報エネルギーを節電していこうということになります。10ページの③につきましては、新世代の光ネットワーク、次世代ワイヤレス、クラウドコンピューティング、スマートグリッド、ロボット等の戦略分野における産学官連携で集中的な研究を進めていきたいと思いますということになります。この中で、先程申しました新世代ワイヤレスは新しい無線LAN規格のこと。それから、クラウドコンピューティング、スマートグリッド、ロボットなど新しい戦略分野を育てていきたいと思いますということになります。

次に11ページに移りまして、今までの説明させていただいたものを重点施策、国民本位の電子行政の実現、地域の絆の再生、新市場の創出と国際展開と大きく分けて3つありますが、これを簡単な表にしたものをここに張り付けさせていただきました。目標については、先程説明したとおりでございますので、よろしく申し上げます。

次に12ページに移って、自治体クラウドということになります。自治体クラウドというのは、クラウドコンピューティングということ先程申しましたが、クラウドコンピューティングは、くどいようですが所有から利用するということが、基本的にはインターネット上にある情報システムを使用して業務または住民サービスを行うということになります。これを見ていただければ、

地方自治体の情報システムをデータセンタに集約し、市町村の共同利用によって情報システムの効率的な構築と運用の実現を目標としておりますということになります。地方自治体、これは新城市とか県等のことですが、データセンタ、今の本市につきましては、住民票、所得証明を発行するためのサーバ等が第2庁舎の3階にありますが、それをデータセンタ、北海道だとかどこでもいいのですが、コンピュータールーム、サーバというのはクーラーが24時間365日電気を付けておりますので、電気料の少ない寒い所で北海道にもっていく、また、地震が少ない九州とか山陰地方だとか、そういう所にデータを置いて、インターネット上で結んで、そのシステム自体を共同利用化、1つの機器を複数の自治体で使うということで、運用していくということになります。自治体クラウドの導入においては、昨今、先程申したとおり情報技術に伴うネットワークの高速化、広域化の進展などが背景にあつて、地方自治体での業務効率化、市民サービスの向上などが目的として挙げられます。つまり、自治体の業務効率化というのは、サーバ、情報システム、ソフトも含めて、それを共同利用、割り勘利用するという考え方です。コンピュータも1自治体にそれぞれのコンピュータを持つのではなくて、どこかにデータセンタ、大きな頑丈な所にコンピュータを置いて、皆さんで共同利用すれば、割り勘効果で安くなるということを目指しております。市民サービスの向上につきましては、システムにつきまして、福祉、税、住民情報、諸々ありますが、お互いデータ連携によって、例えば市民の方が窓口に来てデータ連携によって、例えば総合窓口みたいに、そこでワンストップサービスができてしまう、そのデータを使って、例えばコンビニで所得証明、住民票が取れたり、そういう住民サービスの向上ができるということになります。さらに、もう1点、1番最近メインになりますが、東日本大震災の発生により地方自治体の中で、行政事務の継続性の確保、つまり事業継続計画（BCP）を検討する上で、とても強い壊れないデータセンタに情報システムを設置して、クラウドとして情報システムを利用する。先ほど申したとおり、自分の役所の中にサーバールームで機械を置くのではなくて、どこか頑強な壊れないような、地震にも強くて、また津波にも強い、停電しても発電機がしっかりあつて、不正なものが侵入しない、個人データを持ち出すことができない、そのようなデータセンタに情報を置いて、インターネット上で利用していこうというのが、クラウドシステムということになります。

次の13ページに移らせていただきます。2. 2. 1. 3. につきましては、今後予定される法改正制度ということになります。この中では、13ページと14ページにわたっておりますが、マイナンバー制度ということが一番メインになるかと考えております。マイナンバーにつきましては、別添資料を配らせていただきましたが、私もマイナンバーにつきましては、いろいろ見れば見るほど解らなくなってきましたが、簡単に説明させていただきます。元々これにつきましては、正式名称は「行政手続きにおける特定個人を識別するための番号利用等に関する法律」というものです。総背番号制ということになるのかと思います。個人も法人につきましても、番号が与えられるということで、その番

号で、例えば、ちょっと問題になりましたが、年金で掛けたとか掛けていないだとか、これが漏れていたということがなくなるということになります。つまり、マイナンバーは社会保障、税、防災の分野、大きく分けてその3つですが、個人が利用する番号であり、窓口で提示したり、申告書に記入するため利用者にとっては、見える番号ですということになります。これによって、よりきめ細かな社会保障の実現や所得の把握の向上の実現、自己の情報の入手や必要なお知らせ等の情報の提供。それが解っていれば、役所、自治体からもサービスの情報の提供ができますということが期待されております。それともう1点、国民IDというのがあって、私もよく勘違いすることがありますが、マイナンバー制度と若干国民IDとは違って、国民IDと呼ばれる番号が別に存在しており、これは広く行政分野でデータ連携を行う際に、コンピュータに処理されるための番号であり、利用者にとっては、これは見えません。行政のための番号で、行政手続きのワンストップ、住民サービスにつながるようなシステムを実現するために検討されているということで、マイナンバー制度と国民IDの二つあるということになります。法案の成立のからみはありますが、予定として2015年にマイナンバーの利用が開始され、個人番号のカードが配布されていくのかという状況でございます。次にイメージにつきましては、このとおりマイナンバーがありまして、右側にいけば行政分野で社会保障分野、主に年金、税分野、これは主に税金の関係、防災の関係、主にこれに使われていけば住民サービスがしっかりできますということになります。先程、マイナンバーの主な利用範囲が書かれたチラシには、年金分野、労働分野、福祉医療分野、税分野、防災分野と書いてあります。これは総務省のホームページにあります。これにマイナンバー、個人番号が付けられて、この業務についてそれが使われてということですので。これにつきましては、皆さんの当然関心があるようなことばかりで、国民の権利と義務、どうしても必要な身近な法律のものばかりとなります。年金につきましては国民年金、厚生年金、公務員につきまちは共済組合、労働分野につきましては雇用保険等の資格取得、確認、給付のこと、また福祉分野に関しては児童手当や母子、寡婦、福祉法に基づく給付資金など諸々です。税分野につきましては税務当局に提出する確定申告、確定申告するには個人番号。先程、マイカードの番号によって全部所得が集められて確定申告も手続きも簡単になると考えています。防災分野につきましては、被災者の生活支援の支給で給付等のサービスがしっかり徹底できるというサービス内容となっております。14ページにつきましては、これ以外にも各課に問い合わせた未確認部分がありますので、次回また変えるかもしれませんが、今のところは(2)、(3)、(4)、(5)が予定されているということをご理解ください。

次に15ページ、2.2.1.4. 各自治体におけるICT利活用事業の状況ということで、大きな転機となりました東日本大震災の情報行動による影響ということになります。東日本大震災を踏まえ、地方自治体にとっての災害時の住民への情報提供の課題について、「発災時の迅速・適格な情報提供」、「災

害による被害や避難・安否に関する継続的な情報提供」、「地域密着情報のきめ細かな提供」の3段階で国が調査したところ、「発災時の迅速・適格な情報提供」が68.5%と最も回答が多い結果となりました。この結果から発災直後にいかに住民に対して情報を提供するかということに対して、地方自治体の関心の高さがうかがえますということです。また、震災を踏まえた地方自治体の具体的な災害情報の提供に関しては、本市につきましては防災無線があります。また、他にもケーブルテレビ、ティーズにおけるデータ放送等がございます。それから、本市もやっております緊急メール、放送につきましてはテレビやティーズの自主放送、発災時の情報提供の充実に向けても、地方自治体の関心が高まっていることが分かるということで、下の2-12の東日本大震災を受けて、住民への災害情報の提供に関する取り組み状況としては、一般的に防災無線が多くなっています。次に緊急速報メールで、これは両方とも本市はあります。それから放送を活用した情報伝達として、これもティーズのデータ放送があります。それから要援護者支援システムにつきましても、本市でも導入済みとなっております。例えば地域の中で、独居老人、老々世帯等とか、災害時の支援に必要なシステムのことで、それから次に災害時安否情報検索システムですが、これは本市は未導入となります。そのように住民の災害情報の提供については、いろいろな取り組みがあるということが記されております。次に16ページ、災害時におけるインターネットの活用ということになります。これにつきましては、インターネットにおいて、東日本大震災におきましては、ソーシャルメディア。先程、申し上げたSNSをはじめとするインターネットの活用が指摘されました。地方自治体では災害時におけるインターネットの活用については、全体の約7割の団体が震災を契機として活用を強化して、震災を踏まえた地方自治体の意向の変化が伺えます。特に、具体的な内容につきましては、ホームページを中心とした活用が多いものの、ソーシャルメディアの活用やポータルサイト、ポータルサイトというのはホームページの玄関ということになります。一つ玄関のホームページを作っておけば、関係するホームページへいっぱいリンクをはって、そこに飛んでいく。まずはそこへ行って、そこから情報を取り出ささいという玄関のホームページの活用を挙げる地方公共団体も存在し、震災を契機として多面的な取り組みが進められていることがわかります。この表で、2-13の震災を踏まえた災害時におけるインターネットの活用につきましては、今申したとおりホームページ。ソーシャルメディアの活用を強化している。ポータルサイトを検討しているということで、大体それで多くを占めておりますので、本市にとってもこれを見ながら強化していくという形になると考えております。その下の図の2-14の災害時にインターネットを利用する利点を見ていただくと、時間と場所を問わない。時間というのと、電話だと相手に電話を掛けると相手が出ないと通話が成立しないのですが、インターネットのメールだとメールを出せば、相手がいなくても開いた時に分かるということで、それから場所についても、モバイル、移動通信端末になると問わないということで、75.7%。広範囲に情報を発信することができる。

さっき言ったSNSやツイッターならば広範囲で簡単にできてしまう。スマートフォン等でできてしまうということになります。また、文字、画像、音声等を組み合わせて発信できる。今までは、一般的にメールは文字がおおいのですが、SNSとかメールも音声、画像を添付できるのですが、情報量の多いメディアで発信できる。あと通信が切れにくいということで、インターネットを利用する利点は、この様な順番になっております。次に隣の2-15の災害時にインターネットを利用する課題としまして、情報を発信したとしても、受け手に届くとは限らない。確かに開かないとか断線した場合、届くとは限らない。確実に送ったけど届いたのか届かないのか分からないということではないかと思えます。それと被災者全員がインターネットを使えるわけではない。こちらが送っても相手方がインターネットが使えなければそれはしょうがないということになります。また、誤った情報・不正解な情報が流通する可能性がある。これにつきましては、デジタルですので文書もコピーできて、すぐ発信できてしまいますので、大元の文書が間違っていれば、間違った情報が広がってしまうという可能性があるということが記されています。次に17ページでクラウドサービスへの期待ということです。これにつきましては、東日本大震災においては、自治体の庁舎が壊滅・損壊する、住民データが消失するなどの被害が発生し、業務執行に困難を来したケースが発生しました。クラウドサービスは、庁舎から離れた場所にあるデータソースを活用して業務を行うもので、仮に災害時に庁舎において業務が継続できない場合においても、仮庁舎と当該データセンタを結ぶことによって、早期に業務の再開ができるということになります。これが分かるのが、資料の中で新聞記事の大槌町が自治体クラウドということになります。これ見ていただくと、大槌町、岩手県につきましては、津波がきて役所が流されたりして、電算室が水浸しになったり、庁舎が損壊して住民のみなさんから預かっている個人情報が見えなくなってしまったということになります。これは、そういうことでクラウドにすればデータ自体が役所の中にあるわけでないので、すぐ業務の継続、つまり罹災証明の発行だとか住民票が欲しいとすぐクラウドを使って業務継続ができるということを示しております。こういうことから、特に東日本大震災を踏まえてより積極的に導入、または導入検討を進めていると回答している団体は、全体の40.2%。市区及び町村でも4割に達しておりクラウドサービスに対する導入・検討に向けた意向が増加しているということになります。クラウドサービスの利点としましては、自前の資産、保守体制が不用。サーバ室とか機械とかの大がかりなコンピュータがいらない。バックアップとして、データの保管を考えなくてもいい。停電になってもサービスができるということも挙げられますが、課題として、割り勘効果で共同利用化となりますと、みなさん例えば近辺でも同じシステムを使うこととなりますので、市の状況によってはこのシステム、この追加機能が欲しいといっても割り勘効果を考えれば、なかなかカスタマイズができなくてある程度、皆さん同じ物を使って、ある程度それぞれ状況があって違うものですから、不都合があるがそれを前提に使っていくということになります。それとセキュ

リティが不安だとか、ネットワークが不安ということはこの表から見ておりません。次の18ページもクラウドサービスの導入・検討状況。またはクラウドサービスの利点、おける課題。特に下の利点と課題につきましては、こういう利点と課題を持っているということになります。次の19ページの各分野でのICTの利活用ということになります。これからは、そのシステムの新城でもそうですが、光ファイバを使ったり、それに対してICTの利活用のシステムが入っていくということになります。これにつきましては、総務省では、地方経済の活性化や少子高齢化への対応等、地域が抱える諸課題の解決手段としてICTの利活用が重要であると捉え、これらの課題を解決するということなのです。表を見ていただくと2-20地域におけるICT利活用事業実施率ということになります。一番関心があるのが今回のアンケートでも多い防災。次に教育、防犯、福祉、医療介護ということになります。これらが、どこでも最初に望まれていると思います。下の方につきましては、ICT利活用における課題ということで、課題と申しますと当然、導入については費用がかかる。また、運用コストが高いということ。また、やったものの費用対効果。本当にこれを構築して住民に対してしっかり使われているかどうかというのが、なかなか測定が難しいということになります。次の20ページの簡単な今の例です。先程も申したとおり、いろいろ福祉、医療、防災とありますが、簡単な例を挙げさせていただきました。この上の1番の防災分野につきましては、防災情報システムまたは配備態勢や避難情報の提供・集計だとか川とかを監視カメラで映像を見るということのシステムになります。下につきましては、子育て、健康につきましては、ここの図を見るとお医者さんがいなければ、地元の助産婦さんがインターネット上で話相手になって不安の軽減をしてもらったり、または妊婦さんが通院に伴うもので、ある程度、通院しなくてもインターネット上のもので解決する部分がある。または、すこやか電子手帳と書いてありますが、身近なアイテムで健康管理したり、また、健康増進ネットワークだったら、テレビ健康相談ということではないかと思います。次の21ページのこれは、福祉分野の高齢者見守り支援ということで、岐阜県の白川町です。これは、高齢者見守り支援を2012年から入れて、お年寄りでも触りやすい端末を設置して、その中で保健センターや病院でテレビ会議ができたり、毎日、私は元気ですよという問い合わせだったり、そういうもので独居世帯などいろいろな方を絶えず見守っていくというシステムになります。次に下の防犯関係で、子どもの安全・安心ということになります。これにつきましては、昔新聞で読んだのですが、2006年あたりに東京池袋の立教高校が最初かなと記憶しております。学校の門にセンサーを置いて、小学生の皆さんのランドセル等にタグ、小さなお守りくらいのチップを皆さんに配って、校門をくぐるとこの小学生は学校に入ったよというデータがそのセンサーを通じてセンターにいて、センターからメール、お母さんとか登録されたところに今子どもさんが学校へ行きましたというメールがくるというシステムでございます。また、帰りでも学校から一步出ると今学校の門から出ましたというメールがお母さんに届いて、登下校がメー

ルで確認できるというシステムです。次に22ページ。これは、福祉分野で買い物支援ということで、新城市でも高齢化で限界集落等で買い物する所がなかなかないということで、今後、増々重要度が増していくというシステムになります。これは、ケーブルテレビを使って、テレビのリモコンで買い物発注するとそれを届けてくれるという、買い物に行かなくても届けてくれるというシステムになります。当然、これはケーブルテレビ会社だったり、市役所だったり、業者さんだったり、スキームを考えていかなければならないなかなか難しい部分があると思いますが、これもしっかり考えていかなければいけないと考えています。

次の23ページにつきましては、今度は県の情報施策に入ります。これにつきましては、あいちアクションプラン2015。これは、お配りしました資料を見ていただくと、その中で5ページを見ていただくと、状況分析ということでブロードバンド環境、または高度化・多様化する携帯端末。これはスマートフォンとかタブレットのこと。また先程申したとおりソーシャルメディアの定着。6ページのエとしましてクラウドコンピューティングの普及ということになります。今回の地域情報化計画においても、この項目については網羅しなければいけない項目だと考えております。それと若干飛んでしまいましたが、49ページ。この辺のことが書いてあるのがここだと思います。携帯電話のことです。見ていただくと、ここに長々と書いてありますが、ブロードバンド環境ということで、三河山間地域情報格差対策補助金により市町村が行う基盤整備を支援し、2009年度をもって完了しました。本市とか北設につきましては、携帯電話事業をやったものですから、やったということが書いてあります。施策の展開では、三河山間地域における移動通信の整備に対する支援。新城市は22、23年度で補助を受けていることになります。また後で、これは出てまいりますので。次に23ページに戻っていただくと、この「あいちICTアクションプラン2015」をまとめたものが、この表になります。1番目の基本的な課題は、クラウドコンピューティングなどの新技術を生かして、効率的な業務システムを確立することが重要。それと、高度なICT環境を生かして、県民生活の不安を解消していくことが重要。また、高度なICT環境を生かしながら地域資源の情報発信力を強化し、国内外で存在感のある地域ブランド力を構築することが重要。また、自動車関連だとか多様な通信社会の安全性を高めるために、インターネットの未利用者の不利益を軽減することが重要ということで書いて、施策の方向ということで、最後には「世界と闘える愛知」という構成になっております。

次に24ページで、その中で基本課題の中にクラウドコンピューティングということが書いてありますので、特に本市に大きく関わるのがクラウドコンピューティングということでありますので、愛知県における自治体クラウドの推進の動向ということで、説明させていただきます。愛知県ではあいち電子自治体推進協議会。真ん中辺りに、※印で「あいち電子自治体推進協議会とは」というふうに書かせていただきました。愛知県と名古屋市を除く県内市町村で共同

で電子自治体化を進めて経費や人的な面で効率よく、地域全体として格差なく早期に実現することを目的に15年4月に設立した協議会でございます。当然、新城も入って、東三河また県と一緒に電子自治体化を進めております。あいち電子自治体推進協議会の中に自治体クラウド事業部会を設置して、IT経費30%。つまり、新城市の電算費用、電算委託費用があるのですが、基本的には一と経常経費になりますので、それを30%削ろうという目標やもう1点、災害対策の強化を目的としたあいち電子自治体クラウド推進構想を推進していますということになります。これにつきましても、愛知県においても自治体のクラウド化を推進するにあたり、複数自治体での共同評価グループが構成されています。本市におきましては、豊川市、設楽町、東栄町、豊根村と東三河グループに属して、今現在基幹系、税証明だとか住民情報、一般的に皆さんの個人情報を取り扱うシステムの共同利用化を進めておりますということになります。この中で、豊橋と蒲郡、田原が入ってないのですが、豊橋は人口規模が多いものですから、豊橋につきましても岡崎市と一緒に今後共同化を進めていく予定です。技術的にも一部進めているものもございます。この真ん中の図で見ていただくと、背景としましては、先程申したとおり新たな情報通信技術の工程表に基づいて自治体クラウドを推進しなさいということが書いてあります。そして自治体はクラウドを推進しなければならないということが謳ってあります。目標としましては、愛知県、各自治体が自らの事情にあった自治体クラウドの方針を策定し、最も効率的なタイミングで実現し、IT経費の削減及び災害対策の強化を目指すということになります。メリットとしては、コストの削減、災害に強い行政事務。これはデータセンタが自分の庁舎ではなく、違う所に置いてあるということです。それから、個々の自治体を超えた連携。当然、東三河でも同じシステムを使えば、例えば解らなかつたら、すぐ豊川に聞く。設楽町に聞いたり、また、うちが機械が大震災でネットワークが切断したら、豊川市へ行けば、線が生きていればそこからデータを引き出せて、証明書を発行できるという、お互いの同じシステムを使っていれば自治体を超えた連携ができる。つまり情報システムのある程度の統合化ということになるかと思えます。それからサービスを選べる場の構築ということで、複数のサービスを稼働することによりクラウドサービスの自由な転換。例えば、今まで電算会社さんがあったのですが、一度お付き合いを始めるとなかなか切り替えが難しかったのですが、これからはクラウドになれば所有ではなく利用になりますので、ある程度安いところ、またいいところへシステムを乗り換えるということが容易になりますということが書いてあります。右側の4番の自治体クラウドのイメージ。小さくなりますが、それぞれ近隣自治体であったり、今までのお付き合いの業者さんのグループのクラウドに乗ったり、とにかく一つのシステムを共同化することによって、割り勘効果で電算費用を安くするというこれがくつき状況の簡単な例でございます。スケジュールにつきましても、基本的には本市につきましても、先程申した豊川、設楽、東栄、豊根と今検討中で、新庁舎を見据えてクラウドに移行していくということを検討しております。ここまで

で、説明は一つの区切りになります。すみません。長々ありがとうございました。

委員長 大変詳細なご説明を3ページから24ページまで説明をいただきました。情報化計画を進めるにあたって必要なキーワードと国の今の動向、そして県の動向につきまして、計画を決断するために必要な下敷きと申しますか、情報がそろっているのではないかと申しますが、今のご説明でコメント等をいただければと思いますが、いかがでしょうか。

委員 今、国のインターネットの状況だとかいろいろご説明がありましたが、アンケートは若干載っていますが、新城市内の把握している普及状況等が分かりましたらお願いします。

委員長 2. 3節以降にたぶんあるのではないかと申しますが。

事務局 今、委員長さんが申したとおり、28ページに記載されていますので、その時にご説明させていただくということで、よろしいでしょうか。

委員長 本市の状況については次のところでお願いします。その他、いかがでしょうか。

委員 2点ほど確認というか、お聞きしたいことがありまして、先程の説明で20ページ、21ページくらいに各市のICTの活用事業というのが出ておりますが、こういった事業を今までいろいろな補助金からみで実証実験という名のもとに各市町村でかなりたくさん行われてきました。どちらかという、業者さんからの提案で、言い方が悪いかもしれませんが、業者さんを儲けさせる格好の実証実験があったにもかかわらず、なかなかこれといった効果が見えてこないというか、実証実験の段階はいいが、その後、実際に運用する段階になって、こけてしまったとか、効果の見込みがないということで、そのままの状態になってしまったというのがあると思います。その辺はどういうふうに考えたらいいか。どこに問題点があったのか。そういったことも、もし分かれば教えていただきたいというのと、それからもう1点質問ですが、大きな自治体の場合に、プライベートクラウドといった場合に、先程言った共同利用による割り勘効果というのは、この場合も出てくるのでしょうか。

委員長 2点目については、たぶん我々よりもNTTさんの方が詳しいと思うのですが。プライベートクラウドにすることによるコストの話だと思いますが、いかがでしょうか。

NTT 私たちが把握している中で、大きな自治体でいうと豊橋市さん、岡崎市

さんが実際に今、国民健康保険システムを共同でやられています。愛知県などかなり大きな自治体でも共同でやるということで、コストメリットがあって取り組んでいる実例があります。豊橋市、岡崎市は更に踏み込んでいって、税のシステムを共同でされようとしていますので、非常に大きな自治体でも業務を合わせてコストメリットを出していこうという動きはあります。市でやっているところで言いますと、半田市さんは1市でやられていまして、そこはクラウドでやっていますが、システムだけではなくて、業務もアウトソーシングということで委託して、民間の力を使ってコスト削減を考えられていますので、システムだけを使うのではなく保守業務というか、今まで職員さんがやっていた業務を民間に任せるといったところまで踏み込んでやっています。

委員長 今のお答えですと、やられる自治体の例をみるとコストメリットはトータルを考えてあると考えてよろしいですね。

委員 どうもお話を聞いていますと、自治体で進めようとしているこの件なのですが、私は共同データセンタ構想に見えてしかたないのですが、クラウドといいますと非常に多くのクライアントないしはサーバに値するクラウドの中にさまざまな小さな規模のコンピュータシステムがあって、それが有機的に結ばれているというイメージがあると思うのですが、共同データセンタと自治体クラウドと何処が違うかということを知り易く説明いただけませんか。

NTT 共同を想定したセンターといいますとちょっと解らないのですが。

委員 データセンタを共同で作って、割り勘という話も先ほどから出ておりますが、一つのデータセンタを2以上の自治体で共同で使うということですが、別に用語があるわけではないのですが、知り易く言うとデータセンタを一つ設けて、そこを2以上の自治体で共同で使うということですが。

NTT 自治体クラウドと共同データセンタは、全く一緒ということではありませんが、ほぼ一緒の考えだと思います。一般的に言われているクラウドコンピューティングというのは、さっき言われたようにコンピュータリソースが外にあって、それと有機的につながっているというのが一般的な形ですが、あくまで自治体様が自分の所の庁舎に資産というか物を買ってやるのではなくて、クラウドというのは、センターに預けて、サービス利用で借りるというような概念に変えましょうということになっていますので、昔、共同でセンターだと資産として市の資産で共同で預けるという考えで、さらに一步踏み込んでサービスを提供する事業者が資産を持っている。各市

がサービスを利用するという立場に変わっている。
A S P の概念に近いです。

委員長 自治体クラウドはデータセンタをテリトリーという考え方でいいのかという感じがします。
先程の1つめの質問の内容についていいですか。

事務局 説明趣旨としては、自治体がF T T Hの利活用で住民サービスのためにシステムを入れて、そこでしっかりと使っていただけるのならいいが、なかなか使えないと無駄だったということがあるのではないかということだと思いますが、今回、新聞等で豊川のiPhoneを使った買い物支援というのが賑わせていたと思いますが、それにつきましても、やる目的については、iPhoneを渡して、それを通信端末として買い物支援という、今後、少子高齢化が進む中で、店もなかなかなくなっていくことで、なかなかそういう課題に対して、そういう通信技術を使ってやっていこうということでもやられたみたいですが、結果として、通信料がスマートフォンだと月額5000円以上かかって、通信料の負担が高かったとか、または、機械に慣れていないものですから使いにくいのか、なかなかうまくいかなかったということだと思いますので、ただ、これも昔パソコンができた時に、パソコンなんて使わない、いらぬと言っていた人が今はパソコンをよく使っているとか、インターネットなんていらぬ、携帯電話は使わないと昔言った人が、今ではスマートフォンを使っていたり、時代の状況によって変わりますので、今は熟してないかもしれませんが、今後、情報リテラシー、情報能力の活用の向上だとか、もっと使い易い通信端末だとか、今回、ここに例に書いてあります買い物支援だとケーブルテレビを使ったシステムを書かせてもらいましたが、テレビのリモコンを使ったシステムで買い物支援をやっていくだとか、今度、農協さんもいらっしゃいますが、もっとお互い連携してスキームを考えてもっと使い易いようにする。またはお金の決済ももっと簡単にするだとか、そういうことを考えていけば利用者にとっても、また、この地域の課題にとっても解決できるシステムに育てていけると考えておりますので、何事もこのシステムはよく検討してスキーム、利用形態、利活用方法を検討してやっていけば、なかなかいいシステムに育てていくと考えております。以上です。

委員長 今のご批判は、あちこち聞かれるご批判ですが、最近、国の方もご承知のとおり、補助金に関しては、フォローアップをかなり真剣にしてまして、やりっぱなしというのは少なくなってきたという印象を私自身持っております。それから、今のご質問でありましたように、実証実験をやることによって、たとえその実証実験が終わった時にストップしてしまったとしても、そこで得られた実験が次に生かされるというケースはいくつかあると私自身思っておりますので、かつてのように、いろいろな補助金がどんどん来るといった状況ではありません

ので、かなりそこで選考も厳しくなっていますし、それから、今回我々が作る計画につきましても、実際にやられる方が本当にそれを必要としているかということを引きつり把握した上で、計画を進めていかなければいけないと思っていますので、そういう意味で委員の皆様方には、そういう目でご意見をいただきたいと思います。今の話で先進事例といいますか、いくつか事例が述べられていますが、これが今回の我々が作る計画に対して、かなり意味のあるものかどうかというところは、最終的な4章を作る時にもう一度見直しをしていただいて、4章で関わるものを列挙していただきたいと思います。それから、いくつかご説明の中で、「見にくいですが」ということが何回もあったと思いますが、確かに見にくいと思います。なので、その辺りの文字の見にくさ加減をもう一度ご確認いただいて、皆さんに見ていただきたいものでありますから、もう一度確認をしていただきたいということです。それから、先程のご説明の中でもありましたが、政治の動きによって変わるような文言とかがありましたが、そこはもう一度見直されるとと思いますが、是非、忘れずによろしく願います。

委員 ドキュメントの見やすさの話が出てきましたので、もし出来ればですが、グラフがあちこちにありますが、結構、80%フルスケールとか90%フルスケールのものが混じっておりまして、グラフというのはパッと見てイメージをつかむものですから、ちょっとミスリードになってしまう危険性を感じます。出典が総務省ということですので、総務省さんのほうがもう80%のフルスケールとかの形で載せてあって、それを100%に変えるのは難しいですか。どうでしょう。

非常にお手間が必要になるのであれば仕方ないかと思いますが、なるべくこういったものは、100%フルスケールでないと、例えばインターネットを使っている人が、どの程度いるのかというのが前の方でありましたが、それも80%フルスケールで、パッと見たら、もうみんな使っていると見えてしまう。実際にはまだ20%使っていない人がいる。ページで言いますと4ページです。図2-2インターネットの利用者数及び人口普及率の推移というのがありますが、これが1億人の80%フルなので。これを見ますと使っていない人がいないような印象をパッと見受けてしまう。これが正しく100%であれば、そういう訳でもないということが正しく伝わるのでないかと思います。

委員長 できるだけ解り易い形でよろしく願います。

委員 24ページで愛知県における自治体クラウド推進の動向ということで、自治体クラウドに教育や学校という部分はそこに載っているのか、お聞きしたいのですが。個人情報扱うということで言えば、本当に学校は成績であったり個人情報を一番使うものですから、どうでしょうか。

事務局 今回、自治体クラウドで共同利用化を考えているのは、第一段階としまして住民基本台帳を共同化利用しようという前提になっております。住民票だとそのデータ自体が例えば福祉に行ったり、税の情報と住民情報をつなげれば、保育料が所得によって違ってくるとか、いろいろな組み合わせでやるものですから、学校教育については、今回ありません。自治体クラウドではなくて、システムの方で教育システム、校務システムだとかいろいろ記させていただいております。

委員 自治体クラウドの中に教育系のデータが乗っていくということはないということですか。

事務局 教育システムを今入れさせていただいていますが、ホームページになりますが、例えば教育システムについて、近隣の自治体で同じシステムを使っていくという話も順番に住基関係をやり、他にも財務会計だとか教育システムだとか、例えば今回新城市につきましては、春日井市さんと同じシステムを使っているものですから、同じ使っている所をシステムで共同化していくという話も、今後、経費節減から出てくると考えております。例えば、新城市は春日井市さんが作った教育システムを使っています。調べたら愛知県下で相当数がそのシステムを使っておりますので、それをデータセンタに置いて共同化していこうという話も出ておりますので、順次、住民サービス、校務システムに役立つものは、共同化利用していくという方針でおりますので、順番になります。

委員 これは5カ年計画ですね。その5カ年計画の中に入っていないということですか。

事務局 今回、細部でスケジュールを書くところがあるのですが、情報システムを全部洗い出しておりますので、それをどうしていくかということで、教育システムにつきましても、今、サーバ上で新城市の3階に置いてありますが、それをクラウド化して、データセンタに置くということも検討に入れていく予定です。

委員 個人情報のレベルのものを我々も置かせてもらえるのか。

事務局 個人情報というとストレージのことでしょうか。ストレージにつきましては、確約はできませんが、今、ファイルサーバを使っていますが、学校についてはナスを使っているかと思えます。新庁舎の時にはサーバ室にファイルサーバを置くこともできますので、その時に学校についても公共イントラに入っておりますので、そこにファイルサーバを置いて、そこで利用すれば効率的でなおか

つ安全に管理ができるということになります。

委員長

私の司会進行が良くなって4時になってしまいました。一応、終わりは4時半になっておりますので、かなり課題が詰まっておりますので、先に進めさせていただきます。

次は、2番目の区切りですが、要点だけをすみませんがご説明いただけるよう、よろしくお願いいたします。

事務局

2. 3. の地域情報化計画（平成18年度策定）の取り組みということで、簡単に説明させていただきます。前回の第1次地域情報化計画につきましては、4点大きな目標がございました。これは市長がマニフェストで地域情報基盤をやっていくということで、それと合わせて地域情報化計画を作ったということと、国、県の補助金をもらうということも視点にありました。その中で、大きく1点目については、テレビと2011年7月の地デジ化でありましたし、共聴組合、難視聴地域が多いということで、テレビを何とかしよう。それから高速インターネット、ブロードバンド環境1メガ以上は、当初ADSLなりISDNしかありませんでしたので、これを何とか民間がなかなか入ってくれなかったこともあり、インターネット、ブロードバンド環境を何とかしよう。それをしないと都市部との経済的な格差が出てしまうということで、早くやろう。それから、携帯電話。携帯電話不感地域ということ、大きなキャリア3つ。ドコモ、au、ソフトバンク。どれもつながらない地域が新城では山の関係で点在している。それだと、携帯電話は田んぼとか畑へ行くにも携帯電話を持つ方が多いという世相、使われておりますので、安心・安全のためにも何とかしていこう。それと公共イントラ。学校間または市役所間にうまく公共イントラを結んで行政の効率化をやっていこう。その4点を主眼にして作られたものが地域情報化計画（平成18年度）でございます。これにつきましては、22、23年度で携帯電話を解消しましたので、とりあえず、大きな項目は全部完結したと考えております。26ページに移っていただいて、その中に書いてありますが、ケーブルテレビは公設民営で伝送路は新城市が作って、そのサービスをティーズさんに貸与することによって、ティーズさんはケーブルテレビ、高速ブロードバンドのサービスを提供するということになります。次に27ページにつきましては、一番上のネットワーク整備イメージだと2-29。市は軒先まで、中はティーズさんの範疇という区別ということと、下につきましては、ティーズさんの番組はどの様なものがあるかということです。それと真ん中の辺りに生放送、特番がありますが、議会中継、投開票の速報ということをやらせていただいております。ブロードバンドにつきましては、さっき申したとおり、当初入れる時は、民間がこの辺は人口密度が低いからなかなか参入がなかったのですが、ADSLにしる距離制限で3キロ以上届くとADSLはなかなか遅くて使えない。または光収容というのがございまして、ここから行くと151号線バイパス突き当たると、真っすぐ行くと川田の辺りで突き当たりますが、

その左の角の所に見ていただくと瓦屋さんの隣に茶色い箱みたいなものがありますが、それが光収容というもので、NTTの東新町の局からそこまでは光で来て、そこで光を電気信号を換えてメタルで各電話を結ぶという。そういう光収容と光ファイバとメタル、銅線が重なったところはADSLが使えなかったものですから、まして、ISDNしか使えない地域が新城にはその当時川田の一部、川田原全部、また平井の一部、的場の辺りとか、鳳来で言いますと施所橋の辺りは全然使えない状況でしたので、何とかしようということで、解消したということになります。新城は全域やりましたので、新城市内に住んでいれば、基本的には、電気、電話が使える所は、望めば高速インターネットが利用できるという環境整備ができたということになります。28ページにつきましては、先程、ご質問されたとおり、24年5月末現在を見ていただければ、市の引込みにつきましては、全体で81.58%の方が軒下までいっている。その内のティーズに入っている方は、世帯のうちのテレビかインターネットか両方かが61.74%、テレビだけの申し込みが47.45%、インターネットだけというのが40.72%、40%を超えた利用率に現在なっています。この辺りのポイントを見ていただくと、特にテレビの申込者がテレビ全体だと47.45%ですが、新城地区については31.39%、作手、鳳来につきましては、80%を超えて、鳳来、作手地区については難視聴地域、共聴組合があった所ですので、難視聴地域で共聴組合を止めればケーブルテレビでテレビを見るしかないということもございますが、高い加入率と。新城につきましては、本宮山のテレビアンテナが見えるものですから、なかなかテレビの加入率が伸びないというので31%という、トータル47%ですが新城地区が低いということが課題となっております。次に、公共イントラにつきましては、幼稚園、小学校、中学校、また保育園、老人ホーム全て基本的には市の職員がいる公共施設には、閉ざされた行政のネットワークで光が通って市役所業務等で使っております。次に29ページにおきましては、先程の公共イントラの接続。この市役所から接続している小中学校、市役所、公共機関の施設の一覧でございます。次に30ページの携帯電話につきましては、22年度、23年度で、22年度につきましては、作手東高松、作手岩波、作手赤羽根、上木和田、下木和田の5地区。23年度につきましては、作手鳴ヶ谷、作手守義(小田)、中島(山中)、宇連ダムということで、地区の方から要望があって、なおかつ携帯電話サービスでございますので、携帯電話の伝送路を今回光ファイバで、携帯電話という鉄塔までは光ケーブルで行きますので、光ケーブルを携帯電話事業者さんに貸与したり、また鉄塔を市で補助金で作って、それも貸与して携帯電話会社さんを誘致して、携帯電話サービスをやってもらったということになります。他にも、これで全部不感地帯が解消したかということ、なかなかどうしても点在する集落だったら別なのですが、点在して1軒、2軒というなかなか当然山の方に行けば、電波ですので山で障害があったり、いろいろなことで通じない所につきましては、31ページの上にありますフェムトセルという、当然届けが必要なのですが、個人宅にティーズさんからインターネットに結んで、そこに小

さな小型基地局を作って、家の中だったら携帯電話をWi-Fiみたいな形で使えるような形になります。それから、ソフトバンクにつきましては、電話でよくやっていますが、プラチナバンド、これはよく届く800メガ帯です。基本的には、高い周波数になれば遠くへ届きませんが、通常2ギガとかを使っていた周波数が800メガと低い周波数になりますので、遠くへ届くということで、それをソフトバンクも許可されましたので、今ソフトバンクは携帯電話をすごく田舎の方でも拡張しております。31ページにつきましては、22、23でやった地域とサービス提供会社と市の施設、何を貸したか、鉄塔と伝送路。伝送路のみ、鉄塔は自前でやってもらったという区分になります。その図表につきましてはよくしますが、基本的には携帯の無線局があるが、電話交換局の間は、光ケーブルで結んであるということで、一般的に携帯電話というと全部無線で飛んでいるというイメージがありますが、鉄塔までは光ケーブルで行っているということを知りやすく記させていただきました。

次にアンケートについて、説明します。32ページをご覧ください。2. 3.

3. 市民の情報化意向調査（アンケート）結果ということで、これが市民アンケートの結果を取りまとめたものでございます。調査実施期間としまして、平成24年5月25日から6月15日で、18歳以上の市民の中から3,000人を無作為抽出しまして、郵送によりアンケートを実施しました。回答していただいた方が1,199人、回収率は40%という結果でございました。32ページのところに、回答していただいた方の性別、年齢、住居地区、職業、職場・通学地を図表でまとめてあります。

33ページの方に行きまして、情報の入手方法ということで、33ページからがアンケートの結果でございます。まず、情報の入手方法ということで、日常生活の情報入手手段としまして、下の図表2-39をご覧くださいますと、「新聞」が76%、「テレビ」が74%と圧倒的に多く、続いて「インターネット」、「回覧板・市広報誌」となっております。インターネットでの情報入手につきましては、前回と比較して増加しております。携帯電話についても、増加しているということです。

それから34ページの方ですが、行政情報の入手方法ということで、図表2-40です。最も多いのが「回覧板・市広報誌」、続いて「防災行政無線」という結果になっております。下の2-41の図表では、情報案内に関する満足度ということで、「十分満足している」、「まあまあ満足している」と回答していただいた方が53%という結果になっております。その横の満足していない理由ということで図表2-42になりますが、一番多いのが「ほしい情報がどこにあるかわからない」で38%、次に「十分な情報の入手手段が提供されていない」が26%という結果になっております。35ページですが「家庭にある情報機器」ということで、図表2-43にありますように、「携帯電話」が89%と最も多く、次いで「パソコン」が80%、「ラジオ」が75%という結果になっております。先程、社会動向の方で触れました、スマートフォン、タブレットにつきましては、今の段階では低い数字になっておりますが、今後、増えること

が想定されます。

続きまして、2. 3. 3. 3. 家庭でのインターネット接続環境ということで、36ページの図表2-44では、インターネットの接続の有無ということで、「接続している」という方が81%という結果になっております。それから、37ページですが、インターネットの接続方法ですが、一番多いのがパソコンで、そこにティーズさんですとかADSL、ISDN等分かれておりますが、これらを合わせた合計が92%ということになっております。それから、一番下の図表2-49ですが、インターネットの利用目的につきましては、「最新情報やニュースの検索」が一番多くて、続いて「オンラインショッピングやオークション」、「ホームページ・ブログなど」となっております。それから38ページですが、図表2-50につきましては、インターネットの利用場所ということで、「自宅で利用している」という方が最も多く、続いて「職場」という結果になりました。39ページですが、ここからはインターネットを利用していない方に対するの質問になります。まず、図表2-51ですが、インターネットを利用していない理由ということですが、一番多いのが「興味がない、必要性を感じない」、それから「インターネット接続や操作方法が難しい」というような方が多く見られます。その下の図表2-52につきましては、理由を年代別に分けて表しております。それから40ページですが、図表の2-53で、インターネットで利用したいものですが、「最新情報やニュースの検索」が最も多く、それからその下の図表2-54で、利用したい場所ということで、「自宅」が圧倒的に多いという結果になっております。

それから、41ページの方ですが、新城市の情報サービスについてということで、必要と考える本市の情報ということで、図表2-55、上の方ですが、最も多かったのが「防災・気象・災害時の情報」、次いで「保健・福祉・医療情報」という結果になっております。それから、図表2-56では、充実して欲しいと思う情報提供方法ということで、「防災行政無線」が最も多く、他にも「市ホームページ」、「回覧板」、「ティーズチャンネル」などが上位という結果になりました。42ページの方ですが、図表2-57で電子自治体推進に対する取り組みということについての意見ということで、一番多かったのが「有効性をよく検討し、市の負担が軽くなるように効率的に取り組むのがよい」という意見が最も多い結果となりました。

それから、43ページですが、図表2-58で、あれば便利な市民サービスについてということで、一番多かったのが「自動交付機による休日、時間外での住民票や印鑑登録証明書の発行サービス」というのが多くて、次に「高齢者、障がい者の緊急時通報サービス」という意見もありました。

最後に44ページですが、その他ご意見ということで、情報化に関する様々なご意見・ご提言をいただいております。それにつきましては、今日の資料の中で「新城市の地域情報化」市民アンケートにおけるその他意見（自由回答）」という4枚ほどの資料が付けさせていただいております。これが、その他意見として情報化に関する意見としてまとめたものです。全部で192件ほどいた

だいておりますが、この中で一番多いのが、高齢者の方やパソコンを使えない方などに配慮した情報化の整備を進めてほしいという意見ですとか、子供や教育のための情報化、観光分野における活性化に向けたご意見、さらに災害対策というような意見をいただいております。詳細については、このまとめた別紙の資料をご覧くださいと思います。

それでは、引き続き2.3.4. 職員の情報化意向調査（アンケート）結果についてご説明します。まず、調査の概要につきましては、44ページから46ページの表の一覧になっている業務を行っている担当職員に対しましてアンケートそれからヒヤリングを実施いたしました。業務については、今申し上げた表の一覧のとおりでございます。46ページ、個別のアンケート結果について、書いてあります。2.3.4.2. 情報セキュリティ対策。これは、実際の情報システムに対するセキュリティ、物理的な部分、人的な部分、運用面でのセキュリティについてのアンケート、それからヒヤリングを行った結果でございます。図表2-6がそれをグラフ化したものでございます。それから、47ページ、2.3.4.3. 職員による評価と再構築意向。こちらも、それぞれアンケートの内容に対して全体の満足度、市民サービス向上への貢献度、業務効率化への貢献度、現行利用している電算システムに対しての担当職員の評価がグラフになっております。基本的に業務の効率化、それから市民サービスへの貢献度につきまして、図表2-62市民サービス向上への貢献度につきましては、やや貢献、非常に貢献を合わせて半数以上を占めておりますが、どちらとも言えない、貢献していないというものに関しまして、市民サービスには直接関わらない完全な内部事務に該当する業務等が含まれているため、こういった数字が多い割合になっております。業務効率化への貢献度につきましては、電算システムが非常に業務の効率化には貢献しているというものが2-63の表を見ていただければ分かります。続いて48ページ。2.3.4.4. システムの評価と問題点。こちらにつきましては、各情報システムについての問題点等について、アンケート調査及びヒヤリングを実施した結果が下の2-64の表で示してございます。それぞれデータの連携の問題であるとか、端末の不足であるとか、そういった不満点が見られます。隣の49ページにつきましては、端末、周辺機器、利用環境上の問題です。左のところを見ていただくと専用端末による無駄、専用端末の不足、そういった部分について、あてはまるという回答が一部見受けられます。続きまして50ページ。こちらについては、開発や保守、運用管理の問題点です。これは、システムのサーバ、若しくはシステムそのものの障害等における問題についての調査でございます。図表2-66におけるシステム開発や保守・運用管理上の問題点ということについて、左側の項目でアンケートを取っております。続きまして51ページ。こちらは、組織体制に関する問題点についての回答でございます。図表2-67、上から情報システムのスキル確保、維持が困難というものにつきまして、当てはまる方が10%程度みえるという形でございます。続きまして52ページ。新サービスや法制度改正対応についてのアンケートになります。法制度の改正が頻繁に

行われる税関係、それから福祉関係につきましては、法制度改正への改修対応負担という項目で7%当てはまるという回答が出ております。53ページ。こちらは、全体的な環境やその他の課題・留意点。こちらにはシステム全般についての課題についてのアンケートを取っております。機能追加、改善してほしい点というものが、そのシステムに該当しているという回答が図表2-69の下から2番目のグラフになりますが、43.9%と多く回答をいただいております。

次に、54ページでは、さまざまな行政分野の取り組みと情報化の関わりについて説明させていただきます。これにつきましては、大きく6つに分けて説明させていただきます。1番の観光・産業につきましては、特に真ん中辺りで東海北陸自動車道の全面開通、また新東名高速道路、三遠南信自動車道で、この辺に地域には観光資源がたくさんありますので、それに合わせて情報化の取り組み、また課題があるということが記されております。次に、2番目の保健・医療・福祉・介護につきましては、当然高齢化が進んでおりますので、健康づくりや健康教育、また健康相談等を情報システムを使って住民サービスを行っていくことが期待されているということになります。3番目の環境につきましては、右側の55ページになりますが、新庁舎を含め当然サーバ室につきましては、24時間、365日電気が入りっぱなしになっておりますので、その機械につきましても、省電力機械等を入れて省エネに努めていくということが必要だということが書いてあります。次に防災・防犯（安心・安全）につきましては、これも戻ってしまいますが東日本大震災を契機に特に叫ばれていることとでございます。災害時において、本市の正確な情報収集と市民に対する情報発信、国・県の連携が大変必要だということで、また、情報システムの活用が特に重要であり、活躍できるのが情報システムだと考えております。現在、新城市におきましては、メール配信等で地震情報、防犯情報、風水害情報等をリアルタイムで配信させていただいております。次の56ページには、現在、新城市が発信しているメール配信システムの一覧表になっております。これにつきましては、広報等で登録の仕方が書いてありますので、簡単に登録ができると考えております。57ページの教育につきましては、教育の方針と主な施策が書いてありますが、これを実現に向けて情報施策をやっていきたいということになります。特に学校に関する教育情報化の実態調査によれば、普通教室のLAN整備や校務支援システム、電子黒板等の整備が今後必要になってきます。また、将来を担う子どものためにもIT教育は進めていかなければならないし、教員における校務支援において、先生の負担軽減を図っていかなければならないということが記されております。6番目の新庁舎の建設につきましては、新庁舎は当然市民サービスの中心拠点になりますので、市役所の情報システムを構築していかなければならないということになります。これに基づいて、市民が先ほどのクラウドになりますが、総合窓口でお客さんが来ればワンストップでサービスを受けられる、また、個人情報の頑強なセキュリティで市民から預かった個人情報をしっかり守るということを重点的に構築していくということ

になります。以上でございます。

委員長 ありがとうございます。この新城市の情報化の現状ということで、小中学校の資料をお作りいただいておりますので、合わせてご説明いただけますでしょうか。

委員 総生徒数が小学校が約2500、中学校が約1400、合計3900程度となっております。裏面がホームページの利用状況ですが、いろいろなことが書いてある中で、一番下を見てください。市全体でアクセス数のところの一番下をご覧くださいますと、一日平均のところ1913件の内、1日平均市内のホームページ26校分合わせますと、大体1900アクセスくらいある訳です。48.0と書いてある訳ですが、48%の家庭が1日見てくれています。単純計算で2日で1回見てくれているというそういう計算になります。こことどう関わらせるかということ、難しくなってきましたが、例えば、昨年、私鳳来西小学校という学校に勤めていましたが、昨年の9月21日、大きな台風が来た日ですが、その日のアクセス数は129です。それから、次の日が94。その鳳来西小学校10番ですので、見ていただきますと、1日平均は37.8です。その日、ホームページ上で明日は学校が休みになるかもしれません。こっちのバスは動いています。川の水位はこれくらいですという、随時出していくわけです。そうすると、やはり学校のホームページというものは、非常に防災関係の保護者からたよりにされている情報になっているし、合わせて市のメール配信システム使わせていただいている訳ですが、それで同じような情報を流していくと明日は休みなのか、バスは動いているのかということが、非常に解り易く保護者からも喜ばれたということになっております。

委員長 ありがとうございます。今のようなお話を現状の中でデータとして、非常に重要なデータではないかと私自身は感じておりました、今日頂いた資料ですが、もしよろしければこういった資料を盛り込んでいただくということで、いかがでしょうか。この資料は、大変現状を認識するよな。

事務局 ありがとうございます。記載させていただきます。

委員長 それから、先程、●●委員の方からインターネットの接続率のご質問がありましたが、かなり81%くらいの接続でしたが。

委員 それで一番問題になるのが、旧新城市の所で非常に利用率が低ののですが、それを市が今後どのように対策されて、進めていくかということが、今

後の課題になってくると思います。それと、先程情報の中でいろいろと問題点が挙げられていますが、それでは市はどういうことをもって改善をしていくかというのが、何か文章化していただけるとありがたいと思います。情報化の現状は分かりますが、次のステップとしてこうやると良くなるというようなことを提案していただきたいと思います。

委員長

ごもっともなご意見だと思います。すみません。時間が来てしまっているのですが、皆様方それぞれ観光の立場であるとか、いろいろとご意見をお持ちだと思いますので、どうでしょうか。延ばしてよろしいでしょうか。すみませんが、少し延ばさせていただいて、今の●●委員からのご意見はごもっともだと思いますので、それと私が思ったのはアンケート結果に対してこれから作っていく、一番大切な4章の部分がアンケートの結果を受けて、どう4章を書いていくかというところをできるだけ紐付けをしていただくと、アンケートの意味も出てくると思いますので、今後、次回になるとと思いますが、4章のところその辺りを我々ちょっと確認をしたいと思います。2章につきましては、まだ残りがありますので、最後のセクションを先に説明いただいて、その後、2章全体で質疑をしたいと思います。

事務局

60ページの2. 5. 情報化の課題ということで、説明させていただきます。1ページ前のまとめから導き出された課題ということで、全部で5つの課題にまとめさせていただきました。1番につきましては、多様化する市民の情報収集ニーズへの対応（情報内容・情報手段）ということで、アナログ、デジタルに関わらず多様化している現状を踏まえて、幅広い手段による情報提供が求められているところから更に最新の情報技術を用いて、本市と市民の双方向でやり取りし、コミュニケーションを図るしくみ作りに力を入れて取り組む必要があるということが1番。2番につきましては、市内に張り巡らされた情報通信基盤の利活用ということで、全市域に19年度に引いた訳ですが、それをもっと十分に老若男女使えるような施策を考えていく必要があるということになります。3番につきましては、情報を活用した賑わい創出ということで、市単独ではなくて民間、NPO、各種団体、ボランティアの協力を得て、民間の知恵と工夫を生かして情報システムづくりを効率的に機能させることを検討すべきだということになります。次の61ページにつきましては、市民サービスやセキュリティ確保に配慮した新庁舎の情報化の整備ということで、先程申したとおり、新庁舎につきましては、市民サービスの本当の核となる拠点となりますので、市民サービスや特に大切な個人情報のセキュリティを確保して、他市町村とクラウド等の共同化で経費を節減しながら情報化の恩恵を市民に享受していただく。また、無駄のなく利用できる電子自治体を構築していくという整備が必要であるということになります。次に5番につきましては、環境に配慮した情報化整備ということで、当然、新庁舎の情報システムにおきましては、環境に配慮して紙ではなく電子ファイルにするだとか、特に二酸化炭素、節減等

環境に配慮した情報化が必要であるということが5番となります。

委員長 今、これで2章全体のご説明をしていただきました。全体の流れとしましては、私はこれでいいと思っておりますし、アンケート結果も客観的なデータなのでこれでいいと思っておりますが、委員の皆様方から2章の中でここはこう直してほしいということがございましたら、ご意見をいただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

委員 アンケート結果の関係ですが、33ページの2-39。これ前回の結果が分かっていたら、前回との比較で入手手段が変わっていることが分かりますので、そういったものを入れたらいいのではないかと思います。それと家庭ある情報機器のところですが、携帯電話、パソコン、ラジオとありますが、先程の33ページの情報の入手手段でテレビが2番目に載っておりますが、テレビというのは情報機器として取り扱っていないということになるのか、忘れていいのか、その辺を確認していただきたいと思います。

事務局 確認させていただきます。

委員長 まだ、ここでは回答できないのですか。

事務局 次回、回答させていただきます。

委員長 一つ目の前回との比較、これは可能ですか。

事務局 可能です。

委員長 私も比較があった方がいいかと思いますが。よろしいでしょうか。では、比較を加えていただくということで、よろしく願いいたします。

委員 先程の35ページの設問の中にテレビの欄がないということですので、これで。

委員長 今更、しょうがないですね。その他、いかがですか。

委員 41ページの下の方ですが、私の見方が悪いのかもしれませんが、本市として充実してほしい情報提供方法の中にインターネットや携帯電話、スマートフォンがありますが、携帯電話に何が情報提供なのか。メールが来るのかインターネットなのか、何のことなのか解らないのですが。

事務局 これにつきましては、スマートフォンであればスマートフォン用のサイトで情報提供してほしいとか、携帯電話で情報提供してほしいとか、インターネ

ットにつきましては、自宅でインターネットを提供してほしいとか、そういう区分になります。

委員長 多分、これはアンケートを答える側としては、自分が持っているのがスマートフォンだとスマートフォンになるということなのかと思っていて、例えばアプリを作してほしいというところまでは考えている人はあまりいないのではないかと思います。

事務局 再度確認しまして、携帯電話とスマートフォンを一緒にするだとか構成を考えさせてください。

委員長 一緒にされた方が、アンケートに答えている側は、多分一緒の感覚ではないかと思えます。
その他、いかがでしょうか。

委員 今の質問と同じところですが、新聞だとかテレビが入っていますが、充実してほしい情報提供として、テレビとかは不可能ではないですか。ティーズチャンネルならいいですが、もっと取材に来てほしいということですか。

事務局 これもティーズチャンネルと整理させていただきます。

委員長 新聞やテレビが取材に来て、市の情報を報道してほしいという気持ちがあるということだと思えます。

委員 テレビだったり報道機関への情報提供ということでは。

委員長 多分、そういうことですね。マスメディアへの情報。

事務局 それも、もう少し解り易く書かせていただきます。

委員長 細かいそういったところはあるかと思えますので、もし委員の皆様方でお気づきの点がございましたら、事務局の方にご連絡いただくようお願いしたいと思えますが、この場では大枠をご承認いただきたいと思います。今、いろいろなご意見が出ましたが、見にくいところは見やすくしていただくという話ですとか、それからアンケート結果に対して整理していただくということが出ました。それ以外にも細かいことがあると思えますので、是非ご意見いただくということで、大枠につきましては、これでご承認いただけるということでしょうか。拍手をお願いします。

【全委員 拍手】

委員長 ありがとうございます。全員一致ということで、2章は大枠をこれで認めさせていただきます。と思います。

それでは3章につきまして、ご説明をお願いいたします。

事務局 それでは最後になりますが、ちょうどこれは半分になりますので、説明だけさせていただきます。これにつきましては、先程、情報化の基本理念、1ページの課題から導き出した情報化の理念ということで、この文言につきましても次回ご検討いただきましたのですが、「山の湊を市民（ひと）でつなぐ 交流架け橋の実現」。これにつきましては、つなぐというと光ファイバでつなぐという情報化というイメージを入れて、交流の架け橋というと合併後、住民がお互い情報共有する。また、3. 1 1の関係で住民同士の絆という思いで架け橋という表現をさせていただきました。その理念に基づいて、情報化の基本方針として3点。方針1から方針3ですが、1番目には市民の安全・安心につながる情報化。これにつきましては、光情報基盤と防災、防犯、保健、医療、福祉等で情報を活用して、老若男女地域の安全や誰もが安心して暮らせるまちづくりを支援するという、安心・安全の情報化。2番目につきましては、市民のにぎわい・もてなしにつながる情報化。これにつきましては、観光資源や本市の強みを生かす情報化ということで、観光、教育、環境等に情報基盤を活用して、にぎわいの創出、もてなしの実現、人と地域の響きあうまちづくりを支援することが方針になります。3番目につきましては、市民の交流を支える庁内情報化ということで、市民サービスの拠点である新庁舎を核に行政事務、市民サービスを効率的に取り組むということで、こういうタイトルにさせていただきました。情報化については、多くの市民が情報技術の恩恵を感じることができる分野から、情報システムのハード整備だけではなく、運用や伝達しくみづくり、また人づくりに注力し、市民の交流や拡大を図りますということで、この理念、方針3点を書かせていただきましたが、これは大変重要な項目になりますので、次回またご検討をよろしく願います。以上です。

委員長 ありがとうございます。この計画案の非常に骨子となるところで、文言は大切に考えなければいけないということで、次回ということで、次回までにまた委員の皆様方、お考えいただいて、ご検討賜ればと思います。それでは、この件に関して次回承認を得るということで、一応議題の1の3点は、これで終了させていただきます。それでは、議題の2のその他につきまして、事務局の方からお願いいたします。

事務局 お手元に配布してあります●●委員からの当委員会への提案書のご提出がありましたので、当委員会での検討事項として取り扱いを判断していただくため、●●委員より提案説明をしていただくということで、委員長よろしいでし

ようか。

委員長 ●●委員の方から提案書をいただいております。大変、時間がないところ恐縮でございますが、簡単にご提案の趣旨をご説明ください。

高橋委員 時間が非常に押していますので、詳しいことは次回の会議に回させていただきます。基本的な考え方だけを3分程度、時間にまとめてお話ししたいと思います。まず、何か有用な事業、この場合は災害時の通信経路の補強・確保について提案をしている訳ですが、何か一つの物事をしようとする、お金と人がいらいます。けれども、予算措置が無線で通信経路を確保するとなると非常に多額を要しまして、実際に中々年数がかかる話になってしまいます。そうすると、地震が先に来てしまうと役に立たないということになりますので、お金がかからない方法で、また、人も給料を払わないで済むようなボランティアベースでやるということで、圧縮をするという奇抜な発想で何とかできないのかということで、形としては豊橋には「ヤシの実」がありますが、コミュニティFM放送局を作ること。後は、アマチュア無線を応用して、光ファイバが途絶した時に2番目の回線として、それを活用していくということです。実際、ちょっと非常に皆さんがお聞きになったことがないような内容になりますので、これから先、具体的な説明に入りますと、ある程度の時間が必要になりますので、また次回の会議までに、出来るだけ簡単に書いたつもりですので、またお読みいただいて、その時にまた私の方から説明をして、解らないことはどんどん話を止めて質問していただくという形で、質疑応答をさせていただくのが一番分かりやすくなるのではないかと思いますので、次回の会議に時によろしく願いたいと思います。

委員長 ありがとうございます。非常に有益なご提言だと思います。内容的に今ご説明いただいたように、これはこれから作っていきます第4章の地域情報化施策の中に災害に強く安心・安全な市民生活の実現という項がございます。その項の中に関与する内容だと思いますので、●●委員がおっしゃったように次回の委員会でもう一度細かいことをご説明いただいて、施策の章として入れていくという方向で議論していただきたいと思っております。それぞれよろしいでしょうか。次回ということで、よろしく願います。

委員長 それでは、最後になりますが、第4章の地域情報化の施策について検討するにあたって、前もって、この地域活性化のためのスマートフォンのアプリであるとか、先程来話がありますがSNSの利活用について、今日は少しプレゼンが用意していただいているということでございますので、準備をしていただいて、時間がオーバーして恐縮でございますが、せっかくでございますので、プレゼンしたいと思います。

【プレゼン準備】

事務局 本市の基幹系システムの業務・保守管理でお世話になっています（株）ヒミカ様に、今からポータルサイト・アプリのご提案のタイトルで、プレゼンをお願いしますので、よろしくをお願いします。

ヒミカ 《プレゼン》

委員長 どうもありがとうございました。具体的にアプリとかを見せていただいて、現状が分かったのではないかと思います。特にご意見はありますか。

委員 菅沼三代のお話で、一番最初のところが抜けています。菅沼さんが生息した一番最初のところで大谷城というのですが、それが第1章の小説の冒頭に載っていますが、そこが欠如していますので、もう一度読んで検討してください。

委員長 ありがとうございます。今日は予定を1時間も超過してしまいました。一応、本日の議題を終わることができました。委員の皆様方、長時間本当にありがとうございました。次回は多分、大変だと思いますが、それまでにまたご意見がありましたら、事務局の方によろしく願いたいと思います。

事務局 すみません。事務局の不手際で時間調整ができなくて、ご迷惑をおかけしました。本日は長時間にわたり、熱心な議論をしていただきありがとうございました。最後に、次回の委員会の日程について調整させていただきたいと思いません。事務局案としましては、11月15日（木）午後2時30分から、体育館第一会議室でお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

【委員調整】

事務局 それでは、次回委員会の開催日は、11月15日（木）午後2時30分から、体育館第一会議室で行いますので、よろしくをお願いします。また、すこし前になりましたら、ご案内通知を出させていただきます。それと、資料も事前にいろいろ送らせていただきますので、よろしくをお願いします。
なお、遅くなりましたが、9月10日に第1回目策定委員会の報償費等を振込みさせていただきましたが、10%の源泉徴収をさせていただきましたので、よろしくをお願いします。
以上で、第2回第2次新城市地域情報化計画策定委員会を終了します。本日は、大変ありがとうございました。